

# 同意書 (学童利用申込用)

(原本は提出し、コピーを保護者様でも保管して下さい)

●以下の事項(両面)を必ずご確認の上、全ての項目にチェック☑を記入し、ご署名・押印をお願いします。

## 1. 個人情報について ( 下記①~④の内容について同意いたします。)

①	保育利用に関し必要があると認められる場合には、同意者の住民基本台帳、住民税課税台帳及び課税資料等の閲覧や複写を行い、他市町村に対し必要な書類の提供を依頼します。また、同意者、同意者の親族、同意者の雇い主、銀行その他関係者へ聴取や資料提供を依頼します。
②	保育利用に関し必要があると認められる場合には、児童及び同意者の個人情報(放課後児童健全育成事業書に記入された個人情報及び添付資料に記載された個人情報、利用者負担額に関すること)を教育・保育施設へ情報提供します。
③	児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合や、児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合は情報提供します。
④	その他法令等により定められた個人情報の収集について、必要があると認められる場合は収集します。

## 2. 入所について ( 下記①~⑪の内容について同意いたします。)

①	学童クラブ入所申込案内(添付書類含む)は全て読み、内容を確認します。
②	申込児童や在園児、卒業児の兄弟姉妹の保育料に未納がある世帯は、必ずお支払いください。保育料(利用者負担額)に滞納がある場合は、保育実施調査表内で減点対象(未納月に応じる)となります。納付方法等の相談については、早めに子ども家庭課までご連絡ください。
③	提出書類に虚偽が判明した場合は、退所となることがあります。
④	妊娠・出産の場合、保育有効期間は、産前3ヶ月、産後2ヶ月となります。産後2ヶ月以降は状況に応じて入所確認を行いますので、早めに子ども家庭課までご連絡ください。(職場復帰、退職に伴う求職活動など)
⑤	保育実施期間中の退職等により、保育を必要とする事由がなくなった場合は退所となります。ただし、事由がなくなった翌日から、求職活動を理由として最長3ヶ月間継続入所が可能となります。希望する場合は子ども家庭課で手続きを行ってください。
⑥	年度中において、保育を必要とする状況等(産休・育休、退職・転職・就職、離別、引っ越しによる同居人の追加等)が変わった場合は、速やかに子ども家庭課までご連絡し、変更申請を行ってください。 <b>※随時、勤務期間の確認等を含めて世帯の状況変更がないか確認を行っていますが、連絡なく保育を必要とする事由に該当しない状況になっていた場合は、退所措置をとることもあります。</b>
⑦	4月1日以降の追加入所選考は、低学年を優先して保育必要性が高い順番でのご案内になりますので、待機児童名簿の順位が変動することもあります。
⑧	父母が婚姻中の場合は、父母が別居している場合でも母子・父子家庭には該当しませんので、入所申込に必要な書類は全て提出してください。
⑨	児童本人の入院等特別な理由を除き、自己都合により1ヶ月以上通園しない場合は退所となることがあります。ただし、その期間中も保育料は納めていただきます。
⑩	在園中に町外へ転出が決まった場合は退所手続きが必要となりますので、必ず事前に子ども家庭課までご連絡ください。
⑪	退所を希望する場合は「退所届」の提出が必要となりますので、退職希望日の10日前までに子ども家庭課で手続きを行ってください。

～ 裏面もご確認ください。 ～

(原本は提出し、コピーを保護者様でも保管して下さい)

3. 保育料について (  下記①～⑥の内容について同意いたします。)

①	保育料は、保護者及び世帯員（同一住所内の扶養義務者）の前年度及び当年度の市町村民税額及び母子・父子世帯等の状況を要素として決定するとともに、市町村民税額については、本町税務課税台帳、世帯状況については住民基本台帳により嘉手納町長が確認します。
②	保育料の切替時期は9月となります。ひとり親世帯かつ市町村民税が非課税である世帯で利用料金減免申請を行う世帯については、4月から8月までの期間は前年度市町村民税額を確認し、9月以降は当年度市町村民税額を確認し決定します。
③	年度途中で世帯状況が変わった場合（婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当等の支給停止、障がい世帯への変更等）は、その日の属する月の翌月の初日（その日が初日の場合は当月）から保育料の変更を行いますので、子ども家庭課で手続きを行ってください。
④	保育料の算定に必要な資料の提出がない場合は、定められている月額を支払うことになります。
⑤	保育料の過誤納分については、未納月（翌月以降分含む）の保育料に充当します。
⑥	保育料の滞納がある場合は、児童手当法第22条及び児童福祉法第56条第10項の規定に基づき、児童手当からの特別徴収（天引き）や財産の差し押さえ等による滞納処分を行う場合があります。

上記内容について同意いたします。

令和 年 月 日 続柄 続柄  
嘉手納町長 殿 保護者署名 \_\_\_\_\_ 印 (父・母) \_\_\_\_\_ 印 (父・母)